

令和5年度「二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業  
(JCM 実現可能性調査)」に関する委託契約書

パシフィックコンサルタンツ株式会社（以下「甲」という。）は、  
〇〇〇（以下「乙」という。）と、甲が経済産業省から受託した令和5年度「二  
国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業 (JCM 実現可能性調査業  
務)」について、その一部を乙に対して再委託するに際し、以下により委託契約  
を締結する。

目 的 甲は、「令和5年度「二国間クレジット取得等の  
ためのインフラ整備調査事業 (JCM 実現可能性調  
査業務)」の一部（以下「委託業務」という。）の実  
施を乙に再委託し、乙はこれを受託する。

なお、委託業務の詳細は実施計画書（仕様書）に  
記載のとおりとする。

委 託 金 委託業務の実施に要した経費の額。ただし、  
円  
(消費税及び地方消費税額 円を含む。)  
を上限とする。

なお、本契約締結後、消費税法等の改正により消  
費税及び地方消費税の税率が変動した場合には、変  
動後の税率により計算した消費税及び地方消費税  
額を含んだ委託金の額を上限とする契約の一部変  
更を行う。

完 了 期 限 令和6年2月9日まで

実績報告書の提出期限 委託業務完了の日の翌日から7日以内の日

納 入 物 実施計画書（仕様書）に記載のとおり

納 入 場 所 指示の場所

契 約 条 件 別紙1の特約条項及び概算契約書の各条項を適用する。

そ の 他 約定のとおり

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、2社記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

令和5年6月〇日

甲 東京都千代田区神田錦町三丁目2番地  
パシフィックコンサルタンツ株式会社  
グローバルカンパニー  
上席執行役員カンパニー長 磯野 伸司

乙

別紙 1

令和 5 年度「二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業  
(JCM 実現可能性調査)」特約条項

(適用範囲)

第 1 条 本特約条項は、パシフィックコンサルタンツ株式会社（以下「甲」という。）と\*\*\*  
会社名\*\*\*（以下「乙」という。）との、令和 5 年 月 日付令和 5 年度「二国間ク  
レジット取得等のためのインフラ整備調査事業（JCM 実現可能性調査）」に係る業務委託契  
約（以下「本契約」）に対して適用される。

(本特約条項と概算契約書の関係)

第 2 条 本契約に、概算契約書（以下「概算契約書」という。）の各条項に加え本特約条項を適用  
する。本特約条項に概算契約書と異なる定めがある場合は、本特約条項を優先して適用する。

（注記：概算契約書は、次のリンク先に掲示されている、経済産業省本省において締結する標準的な委託契  
約書フォーマットに準じた契約書式とします。

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/downloadfiles/r5gaisan-1\\_format.pdf](https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r5gaisan-1_format.pdf) )

2 本特約条項に定めのない事項は、概算契約書のとおりとする。

(概算契約書への追加・変更事項)

第 3 条 概算契約書に以下の条項を追加する。

| 追加条項         | 追加事項  |
|--------------|---|
| (支払)<br>16 条 | 第 16 条第 1 項末尾に以下の文言を追加する。<br>「なお銀行振込手数料は、甲の負担とする。」  |
| 【特記事<br>項 3】 | (贈収賄に関する禁止事項)<br>第 8 条 乙は、及び乙の再委託者及びその代理人、従業員は、以下について約定<br>する。<br>(1) 贈賄・腐敗禁止に関係するすべての適用可能な法、規則、制定法、法典（日<br>本不正競争防止法、米国海外腐敗行為防止法、英国贈収賄防止法を含むが、これ<br>に限られない。以下「贈賄関係法」という。）を遵守すること<br>(2) 贈賄関係法違反となるいかなる行為も行わないこと<br>(3) 贈賄関係法の遵守を確保するため、本契約期間中、各自贈賄防止基本指針<br>及び手続を策定し、これを維持し遵守すること |

第 4 条 概算契約書の以下の条項を次の通り変更する。

| 変更条項                  | 変更内容   |
|-----------------------|--|
| 様式第 1<br>から<br>様式第 12 | 提出先を甲に変更する   |
| 様式第 7                 | 精算払い請求書の書式を、甲が別途指定する、消費税を「課税」「不課税」に分<br>けた書式に変更する。 |

(準拠法及び裁判管轄)

第5条 本契約の有効性、解釈および履行については、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

2 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(有効期間)

第6条 本特約条項の有効期間は、本契約の有効期間と同一期間とする。

以上